

署名期間 2016 年(平成 28 年)5 月から

特勤手当削減等強行事件

労働者への救済命令を求める署名（団体署名）

《神労委平成 27 年（不）第 3 号 鎌倉市事件》

神奈川県労働委員会御中

鎌倉市では平成 26 年 1 月 27 日に市長から提案された「新たな人事・給与制度」について、職務職階による格付け、給料表、特殊勤務手当等、多岐にわたって労使協議が行われました。このうち、特殊勤務手当の見直しについては、平成 26 年 6 月頃から提案の詳細が示されたことを受けて具体的な協議が進められ、同年 8 月には部分的な合意がなされ、残りの部分についても順次協議を予定していました。

しかし、特殊勤務手当の見直しと並行して協議していた、格付けや給料表の切替えについて、給料の激変緩和措置を付けた上で給与引き下げの労使合意をして、先行して平成 26 年 9 月市議会に提案していたところ、市議会が激変緩和措置を一時的に削除して条例を改定したため、翌月から最大で 17.9%の賃下げが生じました。このことについては、神労委平成 27 年（不）第 9 号 鎌倉市（その 2）事件として、別途不当労働行為救済申立がなされているところですが、この事件を境に市長の交渉態度が豹変しました。即ち、同年 8 月までの労使協議で部分的な合意を積み重ねてきた過程を無視し、特殊勤務手当の大幅削減を提示し、さらに平成 27 年 1 月に一方的に労使協議を打ち切って、同年 4 月からこれを強行したものです。

これは、給料の激変緩和措置削除で打撃を受けた職員の生活に、更なる追い打ちをかけ、なおかつ、憲法の労働基本権を踏みにじるものであり認める訳にはいきません。

労使協議の過程や部分合意を無視した特殊勤務手当削減等を強行したことに對して、職員を救済する判断をしていただきますように、お願いいたします。

所在地 _____

団体名 _____

印

代表者名 _____

(取扱い)

鎌倉市職員労働組合 中央執行委員長 芳賀 秀友
鎌倉市職員労働組合現業職員評議会 会長 加藤 洋二
〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号
TEL : 0467-23-1459 FAX : 0467-22-9841
MAIL : LPA02008@nifty.com